



## 「一般社団法人化への歩みと法人成年後見実施へ」

一般社団法人愛知県知的障害児者生活サポート協会  
発表者 都築 重喜 副理事長 宮路 傳 理事



宮路理事

### 1 一般社団法人化への歩みと事業の概要

(1) 法人化への歩み (愛知県サポート協会は、生活サポート協会内で初めて一般社団法人として認可を受けた団体)

年月	内 容
2007.10	愛知県知的障害児者生活サポート協会」と名称変更
2008. 7	理事会にて法人化(有限責任中間法人)を承認
" 9	理事会にて定款・運営規程・旅費規程・慶弔規程等承認
" 11	「有限責任中間法人」の登記が完了。法人化
" 12	法改正により名称が「一般社団法人」
2009. 1	理事会にて法人名称「一般社団法人」に変更承認
" 3	理事会にて非営利型法人の考慮申請、理事会の存在を明確に記載する事を承認
" 4	総会を開催、法人名称変更・定款等承認
" 5	一般社団法人へ事業を移管、非営利型法人として税務署から認定

(2) 事業の概要と成果(5委員会により実施)

委員会名	事業概要と成果
文化活動	ふれあいアート展や音楽発表会を開催し、障害者理解に成果
研 修	会員保護者を対象に権利擁護に関する研修会や相談支援等の講演会を開催し、日々の不安や疑問の課題解決に成果
スポーツ振 興	障害者向けのアロピクス教室等を開催し、メタボリックシンドローム対策等健康改善に成果
権利擁護	2010年から法人成年後見業務を適切に運営できるよう準備
県大会・広 報	研修周年行事としての県大会や記念誌発行の準備、広報活動としてのHPの更新などを行い、理解啓発に成果

### 2 法人成年後見の立ち上げ状況について

(1) 成年後見センター設置の背景

2002年頃までは、成年後見料として弁護士に約30,000円支払っても所得控除の対象となっていた為、実質の負担は、2,700円だった。しかし、自立支援法の施行でその控除が削除され、本人の大きな出費になるため、愛知県生活サポート協会の下部組織として設置された。

(2) 権利擁護委員会について

障害者の権利擁護に関する活動をする委員会、委員会の下部組織として「成年後見センター」を設置。

(3) 成年後見センターの業務

法人後見人・法人後見監督人等の受任に係る適否に関する審議、類型移行申立申請の承認。後見業務対象者の支援方針・処遇に関する相談支援など。

(4) 成年後見センターの委員

現在、成年後見センターの委員は、知識経験者・福祉関係者・サポート協会の理事。

成年後見センターの委員に弁護士が入っていただくとよいのだが、他の公務上の問題などから外部から助言する立場が望ましいという弁護士の要望で顧問契約を結ぶ。

(5) 成年後見センターの経費運営

経費は自分たちで得よう考えている。利用する人の立場を考えると非常に安い月額単価、例えば5,000円位が望ましいが、それでも10人受託すれば何とか採算がとれる。

(6) 成年後見センターの工夫

愛知県サポート協会の後見センターは、協会傘下の施設に勤務している社会福祉士を養成し後見スタッフとしており、専門性はお墨付き。支援計画などスタッフ本人が作成している場合が多いこともあり、ご本人に応じた計画等なのかどうか、施設がご本人に適切なサービスを提供しているのか確認することができる。また、多くの対象者は施設入所が多いことから財産管理は概ね間違いがない。

利用者に負担をかけない工夫として、施設に勤めている職員が安い日当で後見業務を行っている。スタッフも実践を積むことによって勉強になることなどから、ボランティアでもある程度納得していただけるという訳。後見実務としては、昨年度内に2名を受託し、現在3人目の方を面接している。また、その他施設から4名申し込まれおり、年度内には10人位受託できると思っている。

(7) 今後の課題

弁護士料が年間予算の半分を占めていることの解消。

申立にあたっては、センターの職員がその業務を担う。

被後見人の人数がそろわないと運営が厳しいので、30人を受託したい。

これからは市町村と連携を図って業務受託ができるような方向も模索していきたい。



都築副理事長